

県立高等学校、県立特別支援学校高等部において

# 生徒「1人1台端末」による 新しい学びを推進しています

滋賀県教育委員会

これからの時代を生きる子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校におけるICTの積極的な活用が不可欠です。

そこで県立高等学校、県立特別支援学校高等部では、令和4年度の入学生から※BYODによる生徒1人1台端末環境の導入を行い、学習活動の充実を図っているところです。

令和7年度の入学生においても、学校が推奨する端末を購入いただき、ICT機器を積極的に活用し、学習に活用していきます。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※BYOD・・・「Bring Your Own Deviceの略」

個人が所有するパソコン・タブレット・スマートフォンなどの端末を持ち込み、活用すること。

## 1人1台端末環境による学習の例

シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習



1人ひとりの習熟の程度等に応じた学習



インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録



複数の意見・考えを議論して整理



端末の持ち帰りによる家庭学習



グループでの分担、協働による作品の制作



文部科学省「学びのイノベーション事業」実践研究報告書より



滋賀県教育委員会

# 1人1台端末についてのQ&A

Q 高等学校（特別支援学校高等部）では端末を買わないといけないのですか。

A 高等学校における教材については、自己負担でお願いしており、タブレット端末等についても同じ考え方としておりますので、皆様の御理解をお願いします。  
タブレット端末等を購入いただくことにより、授業や部活動で活用いただくだけでなく、家庭での自主学習やプライベートでの活用なども可能であり、卒業後は、タブレット端末等で学習した記録を自身の学習記録として活用いただけます。  
なお生徒の皆さんには、在学中、県が所有するMicrosoft365ライセンス（Word、Excel等）が無償で付与されます。

Q 経済的な事情等でタブレット端末等の購入が困難な場合はどうすればよいですか。

A 入学時の各御家庭の負担を軽減するため、分割での購入や、一定の要件のもと奨学資金の貸与、貸出用端末の貸与などを行います。詳しくは、入学許可予定者オリエンテーション時に御説明する予定です。特別支援学校においては、就学奨励費による購入補助の対象となります。※就学奨励費の支給には条件があります。詳しくは入学後に各学校事務室までお問合せください。

Q 自宅にあるタブレット端末等を授業で使うことは可能ですか。

A 学校が推奨する機種と同等以上の性能の端末であれば利用することが可能ですが、学校で統一して導入するソフトウェアが使えない等、授業に支障が出る場合がありますので、各学校の入学許可予定者オリエンテーション時に御相談ください。

Q 入学までにタブレット端末等を購入しなければいけませんか。

A 購入方法等の詳細は、各学校の入学許可予定者オリエンテーション時に御説明いたします。入学前に事前に購入いただく必要はありません。

Q 家電量販店等で各自でタブレット端末等を購入してもいいですか。

A 購入方法等の詳細は、各学校の入学許可予定者オリエンテーション時に御説明いたします。その内容を御確認のうえ、御判断ください。

Q 高等学校の学習では、どのようにタブレット端末等を利用するのですか。

A 端末は、家庭での学習や部活動などにも活用することを想定しています。例えば、家庭で課題を受け取ったり提出したり、授業動画を予習・復習に活用したりすることや部活動における連絡に用いたり、フォームのチェックなどを行ったりすることが考えられます。

Q 家庭にインターネット通信環境がない場合どうすればよいですか。

A 各学校に貸出用モバイルルータを用意していますので御利用ください。（通信費は各御家庭で御負担いただくこととなります。）  
なお、学校のホームルーム教室は、高速インターネット環境にあります。